

事務連絡
令和8年1月28日

各地方公共団体
ご担当者 各位

内閣府地方創生推進事務局
内閣府地方創生推進室

SDGs 未来都市計画に係る令和8年度地域未来交付金（地域未来推進型）の活用について

経済・社会・環境の三側面をつなぐ統合的取組や、地域における自律的好循環の形成などに先進的に取り組む自治体を「SDGs 未来都市」に選定しており、「SDGs 未来都市計画」に基づき行う取組を実施していくにあたっては、地方公共団体において、地域未来交付金（地域未来推進型）（以下、「地域未来交付金」という。）を活用することも考えられる。

地域未来交付金においては、政策・施策間連携を推進するため、他の国庫補助金等の関連する他の政策・施策との戦略的な連携を図る事業について、一定の要件を満す場合には、申請可能事業数の上限を超える申請を可能とする弾力措置を設けており、「SDGs 未来都市」に選定された地方公共団体が「SDGs 未来都市計画」に基づき行う取組は弾力措置の対象となっていることから、地域未来交付金の活用を積極的に検討いただきたい。

（別添資料）

別添1：地域未来交付金（地域未来推進型）の制度概要

別添2：SDGs 未来都市計画に係る弾力措置の概要

（地域未来交付金（地域未来推進型）のスケジュール）

（1）事前相談

- ・ 継続事業分：令和8年2月2日（月）15時まで
- ・ 新規事業分：令和8年2月6日（金）15時まで

（2）提出期限

- ・ 継続事業分：令和8年2月5日（木）15時まで
- ・ 新規事業分：令和8年2月10日（火）15時まで

(3) 交付決定

3月下旬又は令和8年度予算成立後（予定）

1. SDGs 未来都市計画に係る地域未来交付金の活用について

(1) 活用が想定される事業の具体的内容

地域未来交付金を活用して行う事業としては、SDGs 未来都市が実施する経済、社会及び環境の三側面における地域資源を活用した持続可能なまちづくりや、地域を活性化の実現のための事業等に関する事業が想定される。

(2) 留意点

地域未来交付金は、他の国庫補助金等を既に受けている、又は受けることが確定している事業に要する経費は原則として支援の対象外であり、他の国庫補助金等の対象となる可能性のある事業については、補助率等にかかわらず他の国庫補助金等を優先して活用することを原則とする。

また、個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは対象外だが、強みのある分野に特化した助成、地域資源を活用して新分野開拓を支援するための助成などは対象となり得る。

2. 地域未来交付金の弾力措置について

(1) 適用要件

SDGs 未来都市に選定された自治体であって、かつ地域未来交付金に申請する事業が、当該 SDGs 未来都市が策定した「SDGs 未来都市計画」に基づく事業であること。

(2) 弾力措置の内容

申請可能事業数の上限を、最大2事業まで超える申請を可能とする。

3. 地域未来交付金の弾力措置にかかる事前相談・申請手続きについて

本弾力措置の取扱いを受けるようとする場合には、地域未来交付金の申請（令和8年1月27日付内閣府地方創生推進事務局発事務連絡「地域未来交付金（地域未来推進型）（令和8年1月募集）」に係る実施計画等の作成及び提出について」（以下、「地域未来交付金事務連絡」という。）に示された手続きに加え、以下の手続きを行うこと。

・事前相談

(1) 受付期間

- ・ 継続事業分：令和8年2月2日（月）15時まで
- ・ 新規事業分：令和8年2月6日（金）15時まで

(2) 提出物 地域未来交付金実施計画※¹、SDGs 未来都市計画※²、該当箇所整理表
※1 実施計画「6. 他の政策・施策に基づく取組と連携する事業における弾力措置の対象となる事業」の項目について記載すること。

※2 提出期限までに策定された SDGs 未来都市計画の提出が困難な場合には、策定前の計画案の提出をもって受け付ける。案を提出した場合には、交付決定日までに策定された SDGs 未来都市計画を提出する必要がある。

(3) 提出先 地方創生推進室 (SDGs 班) (連絡先は後述)

※本弾力措置分に係る市区町村からの事前相談については、都道府県での取りまとめは要しない。

4. その他

本弾力措置について不明な点等があれば、地方創生推進室 (SDGs 班) (連絡先は後述) まで連絡いただきたい。

なお、地域未来交付金に関する問合せについては、地域未来交付金事務連絡に記載された内閣府地方創生推進事務局の担当者まで連絡すること。

【本件に関する問合せ先・事前相談先】

内閣府地方創生推進室 (SDGs 班) 篠原、松浦

TEL : 03-5510-2175 (内線 3173)

MAIL : g.Local-governments-SDGs@cao.go.jp